



2025 年 5 月 22 日

各 位

株式会社ソラコム
代表者名 代表取締役社長 玉川 憲
(コード番号 147A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 C F O 五十嵐 知子
(電話 050-1720-8147)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 21 日開催の取締役会において、2025 年 6 月 25 日開催予定の第 12 期定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、下記のとおり定款を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 定時株主総会の開催日を柔軟に設定することにより、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、定時株主総会の招集の時期、その議決権の基準日、及び配当基準日を変更するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営のため、監査等委員でない取締役の員数を現在の 8 名以内から 5 名以内に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 (招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u>	第 3 章 株主総会 (招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は、 <u>第 12 条に定める定時株主総会の基準日後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>4 月 30 日</u> とする。
第 13 条～第 17 条 (条文省略)	第 13 条～第 17 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当会社の監査等委員でない取締役は <u>8 名以内</u> とする。	第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 18 条 当会社の監査等委員でない取締役は <u>5 名以内</u> とする。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
第 19 条～第 31 条 (条文省略)	第 19 条～第 31 条 (現行どおり)
第 5 章 監査等委員会 第 32 条～第 33 条 (条文省略)	第 5 章 監査等委員会 第 32 条～第 33 条 (現行どおり)
第 6 章 計 算 (事業年度) 第 34 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。	第 6 章 計 算 (事業年度) 第 34 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
(剰余金の配当等の決定機関) 第 35 条 (条文省略)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 35 条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>4 月 30 日</u> とする。
2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。	2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(配当金の除斥期間) 第 37 条 (条文省略)	(配当金の除斥期間) 第 37 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2025 年 6 月 25 日(水)

定款変更の効力発生日（予定） 2025 年 6 月 25 日(水)

以 上